

平成 31 年度 事業者向け 省エネルギー設備(LED 照明・空調設備) 導入促進事業のお知らせ

県内の中小事業者等における地球温暖化対策の推進及び産業廃棄物の発生抑制を図るため、省エネ効率が高く長寿命な LED 照明と、省エネ効率が高い空調設備の導入に係る費用の一部を補助します。

1 補助対象者

県内に拠点を有する中小事業者等（次の（１）または（２）のいずれか）

- （１）中小企業者（中小企業基本法で規定される事業者）
- （２）年間のエネルギー使用量（原油換算値）が、原則として 1,500kL 未満の工場または事業所等の所有者若しくは管理者

※中小企業者以外（医療法人、社会福祉法人、大企業など）であっても、（２）に該当すれば対象になります。
※県税の滞納がある事業者は対象になりません。

2 補助対象設備

対象設備	補助要件	補助率
LED照明	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ効果が認められること ・産業廃棄物の発生抑制効果が認められること 	<p style="text-align: center;">購入及び設置に係る合計経費の 1 / 3 (上限 29 万 9 千円)</p>
空調設備	省エネ効果が認められること	

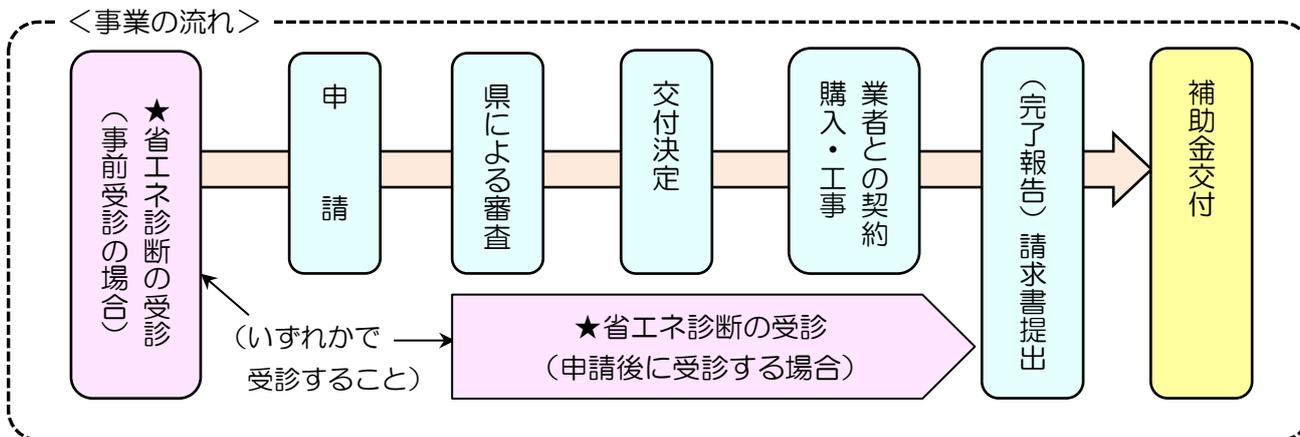
※省エネルギー診断（無料）を受診し、施設全体の省エネ提案を受けていることを条件とします。

①申請前、または、②申請後から（完了報告）請求書の提出前までに、診断を受けてください。

（省エネルギー診断の例：一般財団法人省エネルギーセンター、CO₂削減ポテンシャル診断事業等による診断）

※診断を①②のどちらで受けるかにより、補助対象となる設備や、申請時に提出する書類が変わる場合があります。

※既存設備からの更新で、工事を伴う設備導入が対象です。



4 受付期間

2019年4月1日（月）～2020年1月31日（金）

5 その他

本事業の交付要綱・手引き・書類記載例・申請書様式等は、県HPからダウンロードできます。岩手県公式HP (<http://www.pref.iwate.jp/>) から「事業者向け省エネルギー設備」で検索。申請を希望される場合、**必ず事前に当室まで御相談ください。**



ご相談はこちらへ

《お問合せ先》

岩手県環境生活部環境生活企画室 温暖化・エネルギー対策担当

電話：019-629-5271 FAX:019-629-5334 E-mail:AC0001@pref.iwate.jp

※この事業は、「環境保全基金（産業廃棄物税）」及び岩手県企業局「環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金」を活用し、実施しています。